

宇土市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 宇土市

事 業 名 : 宇土市漁業集落排水施設整備事業

策 定 日 : 平成 29 年 1 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成21年度(7年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用
処理区域内人口密度	38.9(人/ha)	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1区		
処理場数	1箇所 【宇土戸口浄化センター】汚水管4.9Km, 整備面積 14ha		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

下水道は地方公共団体である市が経営する公営企業です。公営の事業として企業性を発揮し最少の経費で最良のサービスを提供すべきとされており、経営の健全化・効率化に努め、住民の理解を得る必要があります。下水道使用料は、事業運営に必要な経費を賄うに足る使用料水準とし、個々の使用者に対して公平な負担を求める使用料体系であることが基本です。その設定に当たっては、それぞれの使用実態に応じて対象経費を配賦する個別原価主義に基づいた体系をとっています。また今後人口減少や核家族の進行により小口件数が増加し節水機器の普及や節水意識の向上から使用料体系の在り方を検討する必要があります。

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	下水道の使用料体系は、従量制、定額制、水道料金比例制、水質使用料制などに大別され、従量制には使用水量の増加に従って単価を高くする累進制をとる体系があります。本市は累進従量制(8m ³ 基本使用水量あり)の累進使用料です。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	無				
その他の使用料体系の 概要・考え方	無				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,910 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,771 円
	平成26年度	3,000 円		平成26年度	3,066 円
	平成27年度	3,000 円		平成27年度	3,106 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	職員給を計上している職員は無し(公共下水道事業会計に計上)
事業運営組織	平成28年4月1日現在、上下水道課長以下12名で構成されています。計画から工事着手までは農林水産課(水産係3名体制)で整備を実施しました。平成21年度に供用開始した後は、維持管理、受益者分担金及び下水道使用料に関する業務を下水道課管理係に移行し、工事請負費等の資本的支出に係る業務を農林水産課で行っております。 また平成25年度に水道課と下水道課を統合し上下水道課に再編成となりました。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	宇土市終末処理場及び戸口浄化センター運転管理業務委託、設備保守点検委託、分析検査委託等
	イ 指定管理者制度	無
	ウ PPP・PFI	無
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	無
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用土地・施設の活用にあつる投資に見合う収益が確保できるか不明なこと、また現在建設改良費・企業債元利償還費が多額に上ることから未検討です。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※別紙「経営比較分析表」を参照

経営比較分析表

熊本県 宇土市

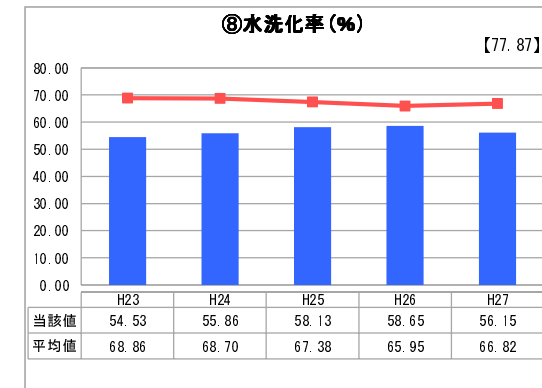
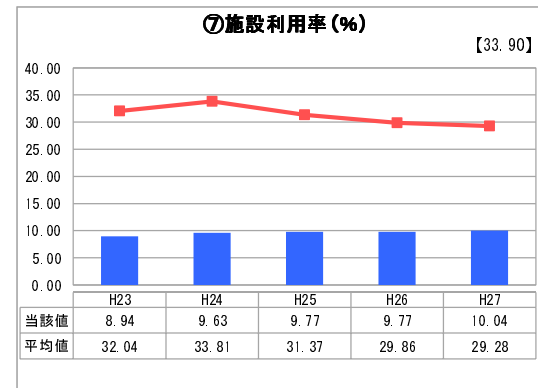
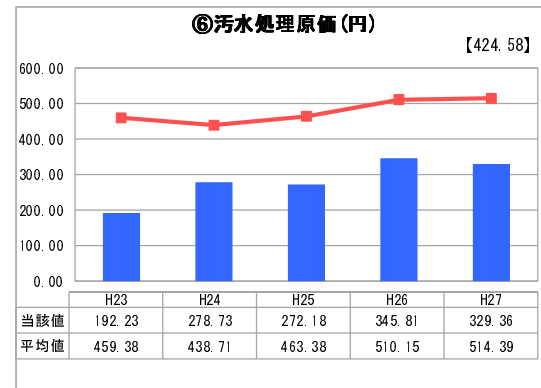
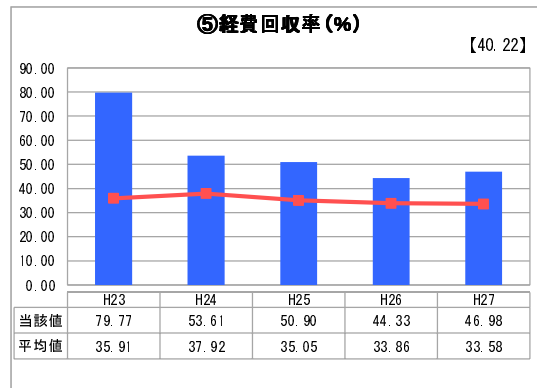
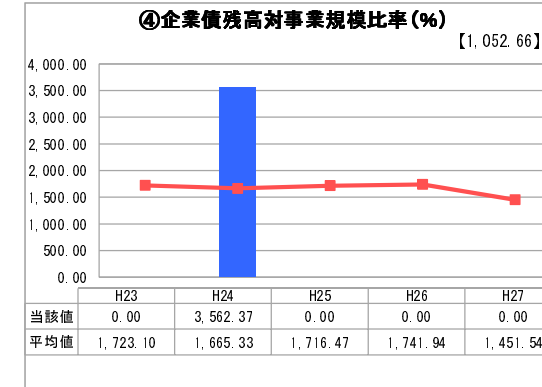
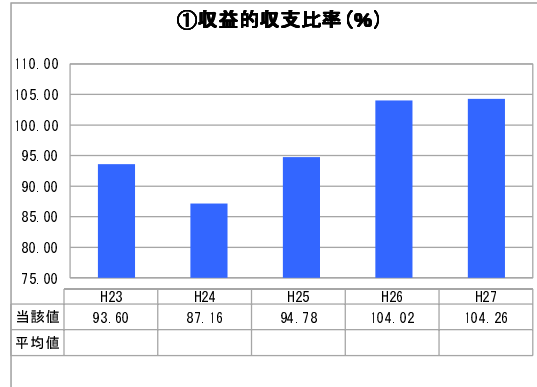
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	漁業集落排水	H3	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	1.44	101.35	3,000

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
37,997	74.30	511.40
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
545	0.14	3,892.86

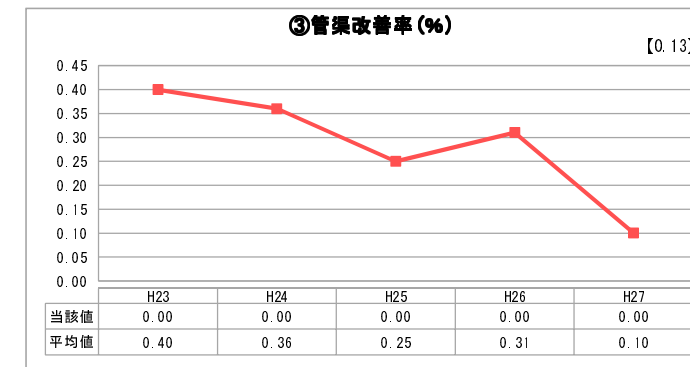
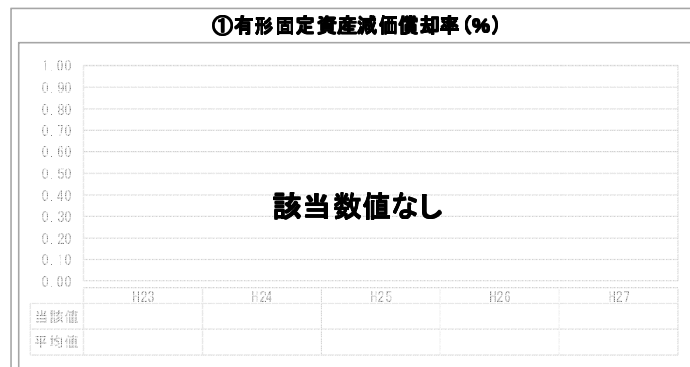
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」

「管渠の経年化の状況」

「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①平成26年度より100%以上となっているが、一般会計繰入によるものがほとんどであり、今後料金改定を考慮し経営改善を図っていく必要がある。
 ④企業債残高対事業規模比率においては数値は0になっているが、一般会計負担額が100%であるため当事業における負担額が0になったためであり、一般会計繰入を検討しなければならない。
 ⑤経費回収率は類似団体の平均値よりは上であるが、100%にはほど遠くかなりの料金改定を行わなければ経営改善が難しいと思われる。
 ⑥汚水処理費は増加しているが有収水量が増加したため昨年度より汚水処理原価が低くなっている。今後は有収水量の低下及び汚水処理費の増加もふまえて適正な料金収入を検討しなければならない。
 ⑦⑧施設利用率・水洗化率ともに5年間はあまり変化はなく、類似団体に比べて利用率はかなり低い。今後は施設規模の縮小を検討する必要がある。

2. 老朽化の状況について

③管渠改善率は供用開始して10年未満のため0%であり、今後も0%を維持することと思う。老朽化状況については減価償却率が算出されないため、法適用移行に向けて検討しなければならない。

全体総括

集落排水施設は全国的にも経費回収率は100%を下回っている団体が多く経営が厳しい。当市は供用開始して間もないため、施設の老朽化に伴う更新事業は今後数年はないが、処理場の機械・電気施設の更新事業に備えて費用を積み立てる必要がある。将来にわたってサービスの提供を安定的に継続することが必要とするため、平成28年度「経営戦略」の策定に着手した。今後はこの「経営戦略」の進捗管理を各年度行い検討課題に向けて議論していかなければならない。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

快適で衛生的な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道事業や集落排水事業、浄化槽設置事業など、その地域の特性にあった最も効果的・効率的な下水道等の整備充実に努めます。

1 快適に暮らせる生活環境づくり

第5次宇土市総合計画で策定した汚水処理人口普及率(公共下水道+漁業集落排水施設+浄化槽)89.0%(平成27年度86.36%)を平成30年度までに達成できるよう事業を行っていきます。なお、下水道整備が進まない地域においては、浄化槽での対応を検討していきます。

2 安全で安心な暮らしの実現

下水道事業における全ての施設・設備において、長寿命化及び最適更新時期の検討などを考慮した適切な維持管理を行い、維持管理コストの縮減を行っていきます。また、災害が発生した際に、早期に対処できる管理体制を確立していきます。

3 安定した経営基盤の確立

中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と経営効率の向上等に取り組むため、事業管理計画を策定し、PDCAサイクルによる持続的な改良・向上を図ります。職員の資質向上を図るため、講習会・研修等を行うための体制を整備し、積極的に研修等へ参加します。

また、研修等で得た技術、知識を組織として共有し、技術を継承していくことを目指します。

4 市民参画の推進

市ホームページによる意見募集や市民アンケートを実施することにより、市民のニーズを把握し、より良い下水道運営を目指します。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙「収支計画」参照

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

漁業集落排水施設整備事業は、平成22年度に整備を終えており、今後10年間は、大型投資を計画していません。
また、今後老朽化に伴い施設の更新事業については、利用状況を踏まえて検討するところです。

② 収支計画のうち財源についての説明

○収益的収入

【使用料収入】

使用料については、今後10年間の人口減少により約25万円の減収を見込んでおります。将来的には使用料を改定することを視野に入れつつ、実施時期及び引き上げ額等について慎重に判断し、利用者に対して十分な説明と理解を得た上で実施する必要があると考えています。

【一般会計繰入金】

施設の老朽化に伴う維持管理費の増加により、今後10年間(平成29年度から平成38年度まで)で一般会計からの基準外繰入金が毎年約523千円増加することを見込んでいます。

しかし、繰入を行うことは、一般会計に負担を強いるということになるため、下水処理施設の便宜を享受できる住民とそうでない住民との間に不公平が生じるなどの問題があります。

今後、料金改定や包括的民間委託を実施しながら、繰入金に依存しない経営体質を構築することを目指します。

○資本的収入

資本的収入については、整備工事が完了しているため今後10年間の見込みとして受益者分担金に係る滞納分のみを計上しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

【動力費・役務費】

供用開始して年数が経っておらず、人口減少により減額の見込みではありますが、燃料費の高騰を考慮し、今後10年間は現状維持を見込んでいます。

【修繕費】

修繕費については、平成26年度に比べ平成27年度は大幅に上昇したため、平成26年度から平成27年度の費用上昇率：8.921%の半分を今後10年間の上昇率として収支計画に反映させています。今後10年間で約35万円増加する見込みです。突発的に発生した修理費等については予備費で対応する予定です。

【職員給与費】

職員給与費は、公共下水道事業に計上するため、本会計において計上はありません。

【地方債償還金】

企業債元利償還については、平成29年度をピークに毎年約17,823千円の償還を平成42年度まで行う予定です。その後は償還期限の到来とともに、減少していく予定です。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

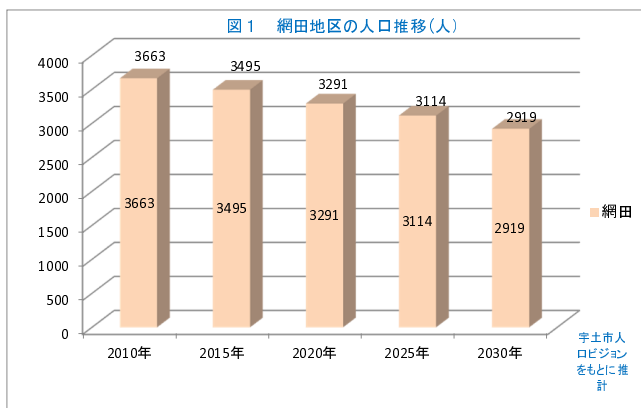
* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化・共同化については他の自治体と協議が必要となるため、投資計画には反映しておりません。
投資の平準化に関する事項	今後10年間は、大型投資は計画していませんが、将来的には、施設の老朽化や管路等の耐震化工事のため、相当額の建設投資額が発生することが想定されます。更新事業は今後住民負担が増加することを考慮し、今後の検討課題とするところです。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	これまで、さまざまな業務の民間委託の拡大により、経費の節減などに努めてきました。今後もPFI方式などによる民間の資金やノウハウの活用について、先進事例などの調査・研究を行っていきます。
その他の取組	宇土市漁業集落排水事業では、災害時における下水道機能の維持のため日本下水道事業団との災害維持修繕協定を締結しました。今後は県内6ブロックに分けて災害対応力向上や自治体間連携の強化を目的とした県内地域ブロック連絡協議会の設立を目指します。 宇土市漁業集落排水事業では、地方公営企業法の適用を目指しています。地方公営企業法を適用することで、事業の経営体質が明らかになると共に、保有する資産の実態が明確化し、計画的に施設更新費用を見込むことが可能となります。そのため、早期移行に向けて他課との連携を取りながら準備を進めてまいります。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	下水道使用料は、事業運営に必要な経費を賄うに足る使用料水準とし、個々の使用者に対して公平な負担を求める使用料体系であることが基本です。その設定に当たっては、それぞれの使用実態に応じて対象経費を配賦する個別原価主義に基づいた体系をとっています。 しかし、今後は人口の減少※や核家族化の進行による使用世帯数の増加、さらには節水への意識が向上してきたことで、有収水量の減少が見込まれます。よって、使用料体系の在り方を再検討し、事業の規模に合った適切な使用料金が設定できるよう議論を重ねてまいります。※ 図1参照
資産活用による収入増加の取組について	汚泥の建設資材・肥料等への再生利用、下水処理水の雑用水利用、下水の持つ熱エネルギーの地域冷暖房等への利用、消化ガスによる発電等があげられ、資源・資材の有効活用を図ることは重要であります。採算面についての課題を今後検討していきます。
その他の取組	無

図2 網田地区と漁業集落水洗化の人口推移
(人)



	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
網田人口	3,663	3,495	3,291	3,114	2,919
水洗化人口	204	306	288	272	255

網田地区の中で、漁業集落排水施設の水洗化推計人口は網田地区人口の約8.73%(2015年(平成27年度)水洗化人口/網田地区人口)に当たり、この表から10年後の2025年の漁業集落排水施設の水洗化処理人口は推計272人(3,114人の8.73%)であり、34人減となる予想です。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定 管理者制度、PPP/PFIなど)	今後は委託内容の拡大を図り、水道事業と併せた窓口サービスの包括的委託等も取り入れる ことを検討しています。
職員給与費に関する事項	無
動力費に関する事項	動力費は人口の減少に伴う処理水量の減少により、減少する傾向にあると思われます。 しかし、燃料費の高騰など、動力費が増加する場合がありますため、現状維持を見込んでいます。
薬品費に関する事項	薬品費は臨時で発生する経費以外は、単独で計上しておりません。(維持管理費に含む。)今後も 現在の形態を継続する予定です。
修繕費に関する事項	修繕費は平成29年度～平成38年度にかけて350千円増加する見込みです。 そのため、浄化センターや管路等の老朽化の状況により施設更新の優先順位を付け、計画的 に工事を実施することで、修繕費用を抑える取組を行っていきます。 ただし、今後10年間は大規模な更新事業を実施せず、軽微な修繕のみで経営が可能と見込んで います。
委託費に関する事項	現在水道事業に委託している徴収業務を民間委託に切り替え、包括的委託を検討しているところ です。
その他の取組	無

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	経営戦略の進捗管理(モニタリング)は各年度末に行い、見直し(ローリング)は3～5年ごとに行 います。
-------------------------	-------------------------------------------------------

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円,%)

年 度		前々年度 (決 算)	前年度 (決 算)	本年度 (決 算) 算 込	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	26,023	26,755	28,891	26,495	26,534	26,570	26,612	26,650	26,689	26,730	26,767	26,806	26,847
	(1) 営 業 収 益 (B)	3,913	4,181	4,001	3,921	3,911	3,901	3,891	3,876	3,851	3,826	3,801	3,776	3,751
	ア 料 金 収 入 (C)	3,909	4,180	4,000	3,920	3,910	3,900	3,890	3,875	3,850	3,825	3,800	3,775	3,750
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
	ウ そ の 他	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	(2) 営 業 外 収 益	22,110	22,574	24,890	22,574	22,623	22,669	22,721	22,774	22,838	22,904	22,966	23,030	23,096
	ア 他 会 計 繰 入 金	20,597	22,561	24,885	22,570	22,619	22,666	22,718	22,771	22,835	22,901	22,963	23,027	23,093
	イ そ の 他	1,513	13	5	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3
	2 総 費 用 (D)	15,153	15,078	14,547	14,347	14,140	13,928	13,713	13,492	13,265	13,034	12,796	12,553	12,306
	(1) 営 業 費 用	8,519	8,595	8,633	8,671	8,709	8,747	8,786	8,825	8,864	8,903	8,942	8,981	9,021
ア 職 員 給 与 費														
イ そ の 他	8,519	8,595	8,633	8,671	8,709	8,747	8,786	8,825	8,864	8,903	8,942	8,981	9,021	
(2) 営 業 外 費 用	6,634	6,483	5,914	5,676	5,431	5,181	4,927	4,667	4,401	4,131	3,854	3,572	3,285	
ア 支 払 利 息	6,336	6,135	5,914	5,676	5,431	5,181	4,927	4,667	4,401	4,131	3,854	3,572	3,285	
イ そ の 他	298	348												
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	10,870	11,677	14,344	12,148	12,394	12,642	12,899	13,158	13,424	13,696	13,971	14,253	14,541	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	507	160	40	2	2	2	1	1	1				
	(1) 地 方 債													
	うち 資 本 費 平 準 化 債													
	(2) 他 会 計 補 助 金													
	(3) 他 会 計 借 入 金													
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金													
	(6) 工 事 負 担 金	507	160	40	2	2	2	1	1	1				
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)	11,243	11,939	14,384	12,147	12,392	12,641	12,897	13,156	13,422	13,693	13,968	14,250	14,538
(1) 建 設 改 良 費	1,379	1,355	2,737											
うち 職 員 給 与 費														
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	9,864	10,584	11,647	12,147	12,392	12,641	12,897	13,156	13,422	13,693	13,968	14,250	14,538	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 10,736	△ 11,779	△ 14,344	△ 12,145	△ 12,390	△ 12,639	△ 12,896	△ 13,155	△ 13,421	△ 13,693	△ 13,968	△ 14,250	△ 14,538	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	134	△ 102		3	4	3	3	3	3	3	3	3	3	
積 立 金 (K)	13	13	5	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)		121	6	1										
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)														
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	121	6	1											
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	121	6	1											
実 質 収 支 黒 字 (P)														
(N)-(O) 赤 字 (Q)														
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)														
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (R)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	3,913	4,181	4,001	3,921	3,911	3,901	3,891	3,876	3,851	3,826	3,801	3,776	3,751	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)														
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (T)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)														
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)														
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)														
地 方 債 残 高 (X)														

○他会計繰入金 (単位:千円)

年 度	前々年度 (決 算)	前年度 (決 算) 算 込	本年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度
収 益 的 収 支 分	20,597	22,561	24,890	22,570	22,619	22,666	22,718	22,771	22,835	22,901	22,963	23,027	23,093
うち 基 準 内 繰 入 金	16,200	16,764	17,561	17,823	17,823	17,822	17,824	17,823	17,823	17,824	17,822	17,822	17,823
うち 基 準 外 繰 入 金	4,397	5,797	7,329	4,747	4,796	4,844	4,894	4,948	5,012	5,077	5,141	5,205	5,270
資 本 的 収 支 分													
うち 基 準 内 繰 入 金													
うち 基 準 外 繰 入 金													
合 計	20,597	22,561	24,890	22,570	22,619	22,666	22,718	22,771	22,835	22,901	22,963	23,027	23,093